［参考］

|  |
| --- |
| **３０１１．輸出申告審査終了** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＣＥＥ | 輸出申告審査終了 |

１．業務概要

（１）輸出申告に係る審査終了の旨を登録する場合

以下の手続き（以下、「輸出申告等」という。）について、審査及び検査が終了した旨を登録し輸出等許可を行う。

①貨物が搬入後（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込後）に行われた輸出申告

②特定委託輸出申告

③特定製造貨物輸出申告

④貨物が搬入後（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込後）に行われた積戻し申告

⑤特定輸出申告

⑥展示等積戻し申告

⑦貨物が搬入後に行われた輸出マニフェスト通関申告

「審査区分変更・検査（運送）指定（ＣＫＯ）」業務によらず審査・検査区分を変更した場合は、本業務で審査終了の旨に併せて変更後の審査・検査区分を入力する。

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、時間外執務要請届がされている必要がある。

（２）搬入前申告に係る審査終了の旨を登録する場合

以下の手続き（以下、「搬入前申告」という。）について、審査及び検査が終了した旨を、輸出申告搬入後処理前に登録する（以下、「搬入前申告審査終了」という。）ことができる。

①貨物が搬入前（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込前）に行われた輸出申告または積戻し申告

②貨物が搬入前に行われた輸出マニフェスト通関申告

「検査扱い」に選定されている搬入前申告について、ＣＫＯ業務を行なわずに審査終了とする場合は、「事前検査」または「区分変更（書類）」を入力する。

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、時間外執務要請届がされている必要がある。

（３）輸出許可内容変更申請に係る審査終了の旨を登録する場合

輸出許可内容変更申請または輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請について、審査が終了した旨を登録し変更承認を行う。

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、時間外執務要請届がされている必要がある。

２．入力者

税関

３．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | | 出力先 |
| --- | --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | | 入力者 |
| 輸出許可等通知情報＊１ | 輸出等許可（輸出マニフェスト通関申告を除く）である場合は、以下のいずれかとして出力  ①輸出許可通知情報（大額）  ②輸出許可通知情報（少額）  ③積戻し許可通知情報（大額）  ④積戻し許可通知情報（少額）  ⑤特定輸出許可通知情報（大額）  ⑥特定輸出許可通知情報（少額）  ⑦展示等積戻し許可通知情報（大額）  ⑧展示等積戻し許可通知情報（少額） | | 申告者＊２ |
| 輸出者＊３、＊９ |
| 許可・承認貨物（輸出）情報（海上の場合） | 以下に係る審査終了である場合で、許可となった場合  ①輸出申告  ②積戻し申告  ③特定輸出申告  ④特定委託輸出申告  ⑤特定製造貨物輸出申告  ⑥展示等積戻し申告 | | 通関蔵置場  （分散蔵置されている場合は、すべての通関蔵置場）＊３、＊４、＊６、＊１０、  ＊１２ |
| バンニング場所  （複数場所でバンニングする場合は、すべてのバンニング場所）＊３、＊７ |
| 許可・承認貨物（輸出）情報（航空の場合） | 以下に係る審査終了である場合で、許可となった場合  ①輸出申告  ②積戻し申告  ③特定輸出申告  ④特定委託輸出申告  ⑤特定製造貨物輸出申告  ⑥展示等積戻し申告  ⑦輸出マニフェスト通関申告 | | 通関蔵置場＊３、＊１０、＊１２ |
| 輸出許可内容変更通知情報＊５ | 輸出許可内容変更に係る審査終了である場合は、以下のいずれかとして出力  ①輸出許可内容変更通知情報  ②積戻し許可内容変更通知情報  ③特定輸出許可内容変更通知情報  ④展示等積戻し許可内容変更通知情報 | |  |
|  | 輸出許可内容変更申請に係る審査終了である場合 | 申請者＊２ |
| 当初申告者  （当初申告者と申請者が異なる場合） |
| 輸出者＊３ |
| 以下の条件をすべて満たす場合に出力する（海上の場合）  （１）輸出許可内容変更申請に係る審査終了である場合  （２）変更前の出港予定年月日を過ぎて「輸出許可内容変更申請（ＥＡＣ）」業務が行われている場合 | 税関（通関担当部門） |
| 許可・承認内容変更貨物（輸出）情報（海上の場合） | 以下に係る審査終了である場合  ①輸出許可内容変更申請  ②積戻し許可内容変更申請  ③特定輸出許可内容変更申請  ④特定委託輸出許可内容変更申請  ⑤特定製造貨物輸出許可内容変更申請  ⑥展示等積戻し許可内容変更申請 | | 通関蔵置場  （分散蔵置されている場合は、すべての通関蔵置場）＊３、＊４、＊１０、＊１１、＊１２、＊１３ |
| バンニング場所  （複数場所でバンニングする場合は、すべてのバンニング場所）＊３、＊７、＊８、＊１１ |
| 輸出許可通知情報（輸出マニフェスト通関申告） | 輸出マニフェスト通関申告許可に係る審査終了である場合で、許可となった場合 | | 申告者＊２ |
| 輸出者＊３、＊９ |
| 輸出マニフェスト通関申告許可内容変更通知情報 | 輸出マニフェスト通関申告許可内容変更承認に係る審査終了である場合 | | 申請者＊２ |
| 当初申告者  （当初申告者と申請者が異なる場合） |
| 輸出者＊３ |
| 輸出許可自動車情報 | システムで輸出抹消仮登録を証明する旨が登録されている場合で、許可となった場合 | | 申告者＊２ |

（＊１）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｅ０１「輸出許可等通知情報について」を参照。

（＊２）「情報出力要求表示」欄に「Ｙ」と入力された場合は、申告者（申請者）に出力せず、入力者に出力する。

（＊３）システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

（＊４）当該許可貨物が本船扱い（特定輸出許可の場合は自社本船通関）であり、以下の条件をすべて満たす場合は、ブッキング船会社へ出力する。

①貨物情報ＤＢにブッキング船会社が登録されている。

②貨物情報ＤＢに登録されているブッキング船会社がシステムに参加している。

（＊５）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｅ０３「輸出許可内容変更通知情報等について」を参照。

（＊６）通関蔵置場兼バンニング場所の場合で、貨物が分散蔵置の場合は、他の通関蔵置場（通関蔵置場兼バンニング場所は除く）向けに出力する許可・承認貨物（輸出）情報も出力する。

（＊７）通関蔵置場兼バンニング場所には出力しない。

（＊８）許可後変更でバンニング場所を変更している場合は、当初バンニング場所にも出力する。

（＊９）許可情報の場合にのみ出力する。

（＊１０）特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告で貨物が搬入前の場合は、搬入（予定）蔵置場に出力。搬入後は貨物の蔵置場に出力する。ただし、分散蔵置で一部搬入済みの場合は、搬入済みの蔵置場のみ出力し、未搬入の搬入(予定）蔵置場へは出力しない。

（＊１１）「貨物情報切替登録（ＣＨＧ）」業務により航空貨物への貨物移送を行った場合は出力しない。

（＊１２）輸出申告ＤＢに郵便物である旨が登録されている場合は、事項登録業務で入力された蔵置場に出力する。

（＊１３）ＣＹの場合は出力しない。